

日中再生説話比較研究

— 人の死生に影響を及ぼす動物を中心として —

劉 成 竜

Abstract

Many rebirth stories have been made since ancient times, and even today, it is used in various genres such as novels and movies. There were also many rebirth stories in which animals killed by humans appealed to the lord of the underworld and called the person who killed them to the underworld. In the Chinese rebirth story, the roles played by animals are mainly classified into five types. On the other hand, Japanese rebirth stories are characterized by incorporating four types of elements, "leading", "litigation", "defense", and "reward", with the theme of "killing" and "life release". It can be seen that while incorporating elements of Chinese rebirth stories, Japanese rebirth stories created a unique narrative pattern depending on the social background and the purpose of Buddhist proselytizing.

キーワード……日中再生説話 動物 報恩

はじめに

人間の再生を題材とする話は古来、多数残されており、今日に至っても小説や映画など、様々なジャンルの中に極めて自然な形で取り込まれている。とりわけ中国で六朝・唐の時代に成立した古小説集、及び日本の中古・中世を代表する説話集の中には、登場人物が息絶えた際に冥界の役人が現れ、役人に導かれて冥界に赴くものの、種々の理由で再生を許され、現世に帰還する、という話が多く見られる。これらの中には、人間に殺害された動物が冥界の主事者に訴え、殺された動物と殺した人間とが冥界で相まみえる、という再生説話も多数存在し、さらには再生を果たす人間の死生に対して、動物が何らかの影響を及ぼしている話も複数見て取れた。

そもそも日中において、動物の登場する話は再生説話に限らなければ非常に古くから伝わっている。中国では地理や動植物、空想上の妖怪や神などを記述した『山海経』に多くの不思議な動物が描かれており⁽¹⁾、さらに時代が下って魏晋南北朝時代になると、志怪小説の流行とともに、動物にまつわる様々な話が記録されることとなった⁽²⁾。また日本では、『日本書紀』や『丹後国風土記』において、動物である亀が女に化けて、主人公の浦島子と一緒に別世界に行くという「浦島子」の伝説が見られる⁽³⁾。このように、日中を問わず古くから、動物は時に怪異現象を起こしたり、また時に人への恩返しをするなど、人との関わりが深い存在として記

述される傾向にあったと言えそうである。そこで本稿では、再生説話において人の死亡前後、とりわけ冥界描写の中に登場する動物に焦点をあてて、人間との関わりに注目しつつ、人間の死生に對してこれらの動物がどのような影響を与えるのかについて考察し、さらに日中の再生説話を比較することで、その異同の様相を論じることとする。

再生説話に見られる動物の存在に着目し、日中での比較を行った研究はこれまでのところ確認できておらず、再生説話における動物の機能を明らかにすることは、日中再生説話の全容解明においても、少なからず意義があるものと考えている。本稿では考察対象として、『太平広記』及び六朝・唐の各種古小説集、ならびに日本の中古・中世を代表する説話集といえる『日本靈異記』・『今昔物語集』・『宇治拾遺物語』に収められた再生説話を中心に分析を行う⁽⁴⁾。

なお、本稿では主に、再生説話中に登場する動物が、人間と関わりを持つ中で、その人物の死生に影響を及ぼす、という視点から考察を進めるため、再生説話の範疇に属さない話や、再生説話であっても、移動手段としての動物や、人間との関わりが見られない動物、また人間の死生には関与せず、再生した人間に對して自らの救助を求める動物に関する話は、いずれも除外する⁽⁵⁾。

一 中国の再生説話における動物

1 要求

再生説話の中で、人間の死生に何らかの影響を及ぼす動物は、その出現に際して基本的に何らかの目的を有している。そこで本稿では、動物の出現目的を五種類に大別し、項目ごとに見ていくこととする。はじめに、「要求」という目的を取り挙げたい。再生説話に見られる動物の要求は、その内容に特徴があり、自身の失った身体の一部について、返還を求める話となっている。これは、中国の再生説話では二例看取され、「姜略」という話には次のような記述が見られる。

①「姜略」(『太平廣記』卷第一百三十二 出『冥報記』)

隋鷹揚郎將天水姜略、少好畋獵、善放鷹犬。後遇病、見群鳥千數、皆無頭。圍繞略牀、叫鳴曰、「急還我頭來。」略輒頭痛氣絕。久而後蘇。

(隋の鷹揚郎將天水の姜略、少きとき畋獵を好み、善く鷹犬を放つ。後に病に遇ひ、群鳥千數の、皆頭無きを見る。略の牀を圍繞し、叫び鳴きて曰く、「急ぎ我が頭を還し來たれ。」と。略輒ち頭痛み氣絶す。久しくして後に蘇る。)

これは、若い時に鷹と犬を巧みに操って狩りをした姜略という人が、病を患った際に、千羽以上の頭のない鳥から頭の返還を要求された、という話である。生前しばしば狩りを行い多数の鳥を

殺した結果、一時的に呼吸が止まったものであり、殺生による因果応報の恐ろしさを示す一例と言える。頭の無い鳥が枕元に現れるという極めて不気味な描写は、人間の死の予兆とも言うことができ、いずれにしても、「要求」に分類される動物は、人間に対して死をもたらすという関わり方をしている点に、大きな特徴が見られる。死をもたらす以上、動物は当然生きている人間の前に現れることとなるが、生きている人間の前に動物が現れる再生説話は、「要求」を目的とするもののみ見られ、それ以外の目的だと、人間の死後の世界、即ち冥界の中に動物は現れることとなる。以下、冥界に現れる動物について見ることとする。

2 訴訟

冥界に現れた動物が、自分を不当に殺害した人間に対して直接的に、或いは冥界の主事者を通じて間接的に訴えを起こす、という話が再生説話には比較的多く存在する。こうした話における動物の目的を「訴訟」と名づけて分類したところ、中国の再生説話に八例見ることができた。例えば、「霍有鄰」という話では、次のように記されている。

② 「霍有鄰」(『太平廣記』 卷第三百八十一 出『廣異記』)

有鄰隨吏見王。王云、「有訴君云、不待殺了、生取其腎。何至如是耶。」有鄰對曰、「此是段使君殺羊。初不由己。」王令取

崇簡食料、爲闕畢、謂羊曰、「汝實合供段使君食。何得妄訴霍少府。」驅之使出。

(有鄰吏に随ひて王に見ゆ。王云ふ、「君を訴ふる有りて云ふに、殺し了はるを待たず、生きながら其の腎を取ると。何ぞ是くの如きに至るや。」と。有鄰対へて曰く、「此れは是れ段使君の羊を殺すなり。初めより己に由らず。」と。王崇簡の食料を取らしめ、闕を為し畢はり、羊に謂ひて曰く、「汝實に合に段使君の食に供せらるべし。何ぞ妄りに霍少府を訴ふるを得ん」と。之を驅りて出でしむ。)

これは、霍有鄰という人物が、生きたまま羊の腎臓を取り出したことにより、冥界で羊から訴えられる話である。霍有鄰は、上司の段崇簡に急かされて腎臓を取り出したのだと弁明し、冥界の王が崇簡の食事内容を確認した結果、霍有鄰は無実と証明されることになる。この話に見られる王のように、司法権を持つ官僚組織が冥界に存在した形跡は、後漢の時代には既に確認することができる。このことについて、前野直彬氏は『中国小説史考』で、次のように述べている⁽⁶⁾。

いつのころからかはわからないが、後漢の時代の人々は、すでに陽世の官界の組織を冥界にもあてはめて考えるようになっていた。しかも冥界の官吏たちの持つ一般的な性格についてまで、陽世のそれがあてはめられる。

このように、現世と同じ仕組みを用いて冥界での紛争を決着させる、という発想は非常に古くから存在していたようであり、ここに挙げた「霍有鄰」の話も、こうした話型に則ったものであると考えられる。そして、動物が訴訟を起こすこれらの話においては、訴訟の舞台が冥界であることから、人間は必ず一度死亡することとなる。従って、「訴訟」という目的に分類される動物は、「要求」に見られた動物と同様、人間に対して死をもたらすという関与の在り方であることが指摘できる。

3 復讐

右に見た、「訴訟」を目的とする話では、訴えを起こすという一定の手続きが踏まれていた一方、こうした手続きを何ら経ることなく、殺害された動物が人間に対して仕返しを行う話も存在する。動物の具体的な行動としては、噛んだり刀で刺したり等、様々であるが、あわせて五例看取された。これらを「復讐」と呼ぶこととし、「方山開」という話には次のような記述が見られる。

③「方山開」〔『太平廣記』 卷第三百三十一 出『法苑珠林』〕⁽⁷⁾

唐曹州武城人方山開、少善弓矢。尤好遊獵、以之爲業、所殺無數。貞觀十一年死、經一宿蘇、云、「…上欲至頂、忽有一大鷹、鐵爲觜爪、飛來、攫山開左頰而去。又有一黑鷹、亦鐵

觜爪、攫其右肩而去。…。」

（唐の曹州武城の人方山開、少くして弓矢を善くす。尤も遊獵を好み、之を以て業と爲し、殺す所は無数なり。貞觀十一年に死するも、一宿を経て蘇り、云ふ、「…上りて頂に至らんと欲するに、忽ち一の大なる白鷹有り、鉄もて觜爪と爲し、飛び来たり、山開の左の頰を攫みて去る。又一の黒鷹有り、亦た鉄の觜爪にして、其の右の肩を攫みて去る。…。」と。）

若い頃から狩獵を好み、多数の生き物を殺してきた方山開が、死後に冥界で鷹の襲撃を受ける、という話である。この話は、殺された動物が冥界の王に訴えることなく、動物自らが直接復讐を果たしている点、先の②の話と異なっている。本話は出典が『法苑珠林』であることから、殺生という悪事に対して報いを説く、いわゆる因果応報の思想が色濃く反映された結果ではないかと考えられる。

4 弁護

ここまでの話に見られた動物は、人間に死をもたらして冥界へと導いたり、また冥界で人間に復讐する目的から危害を加えたりするなど、いわば人間と敵対する性質を持っていた。だが反対に、動物が冥界において人間を救済する再生説話も存在しており、冥界での裁判に際して人間の無罪を主張して弁護側に回る動物も、

「僅か一例ではあるが見ることができた。こうした動物の目的を「弁護」と称し、以下に「裴齡」という話を挙げることにする。

④ 「裴齡」(『太平廣記』 卷第三百八十一 出『廣異記』)

驢便前云、「實爲市吏所殺、將肉賣與行人。不關裴少府事。」
市吏欲言、其他羊豕等、各如所執。王言、「此人尙有數政官錄、不可久留、宜速放去。若更遲延、恐形骸隳壞。」

(驢便ち前みて云ふ、「実に市吏の殺す所と爲り、肉を將て売りて行人に与ふ。裴少府に關はらざる事なり。」と。市吏言はんと欲するも、其の他の羊豕等、各おの執る所あるが如し。王言ふ、「此の人尚ほ數政官の録有り、久しく留まるべからず、宜しく速やかに放ちて去らしむべし。若し更に遲延せば、恐らく形骸隳壞す。」と。)

裴齡という人物は、動物を殺生した罪に問われ、冥界の王の前に引き出されるが、そこへ現れた驢馬などの動物が、殺生したのは市場の役人であると証言したことで、裴齡は釈放される。ここに登場する驢馬や羊、豚といった動物は、殺生の被害者であり、被害者自身による証言は、判決を下す際の極めて重要な判断材料となる。被害者である動物を証言台に立たせる描写には、冥界における裁判の合理性を示す側面が認められ、冥界での裁判が決してでたらめでないことを印象づけている。そして、この話に見られる動物たちは、殺生の罪を犯した真犯人が市場の役人であると

証言することで、裴齡を弁護し、最終的には裴齡を救済して生き返らせている。冥界の裁判が一定の合理性を有し、丁寧な審理がなされるという前提に立つてこそ、動物の弁護が有効に機能するという点は、極めて興味深いと言えよう。

5 報恩

先に見た「弁護」は、結果的に動物が人間を救済する、という側面を有していたものの、より積極的に動物が人間を救う再生説話も存在している。人間に飼われていた動物と飼い主とが冥界で再会し、生前の恩に報いる目的で動物が飼い主の再生に尽力する、という話がこれに該当する。用例数は一例のみであるが、これを「報恩」と名づけ、以下に「盧頊表姨」を挙げることにする。

⑤ 「盧頊表姨」(『太平廣記』 卷第三百八十六 出『玄怪錄』)

涪州刺史盧頊表姨常畜一獶子、名花子、每加念焉。一旦而失、爲人所斃。後數月、盧氏忽死。…麗人曰、「某即花子也。平生蒙不以獸畜之賤、常加育養。某今爲李判官別室。昨所囑夫人者、即某也。冥司不廣其請、只加一紀。某潛以改十二年爲二十、以報存育之恩。」

(涪州刺史盧頊の表姨常て一の獶子を畜ひ、花子と名づけ、毎に念を加ふ。一旦にして失ひ、人の斃す所と爲る。後數月に、盧氏忽ち死す。…麗人曰く、「某は即ち花子なり。平生獸

畜の賤しきを以てせず、常に育養を加ふるを蒙る。某は今李判官の別室と為る。昨夫人を囑する所の者は、即ち某なり。冥司其の請を広めず、只だ一紀を加ふるのみ。某潜かに十二年を改めて二十と為さんことを以ひ、以て存育の恩に報いとす。」と。）

盧瑱の叔母の飼っていた子犬が人に殺され、叔母自身も数ヶ月後に亡くなるが、子犬の生まれ変わりの麗人と叔母が冥界で再会し、麗人の報恩によって叔母が更に二十年の寿命を得る、という話である。この話において、報恩を行う主体が、生前は子犬でありながら、死後には麗人へと変化している点、大いに注目し値す

る。これまでに引用した①から④までの話を含めて、動物が人間の死生に何らかの影響を及ぼす再生説話において、動物の冥界における姿は、あくまでも動物のままであった。ここに挙げた⑤「盧瑱表姨」の話のみ、動物が冥界で人間の姿となって現れている。そして中国の再生説話においては一例しか見られなかった「報恩」を目的とする話が、日本の再生説話では三例看取され、三例ともに生前は動物であったものが、冥界では姿を変えて出現している。日本の再生説話については、次項で詳細に論ずることとし、ここでは本項のまとめとして、「中国の再生説話において人間の死生に影響を及ぼす動物一覧表」を挙げ、さらに比較の便宜を図るため、引き続き「日本の再生説話において人間の死生に影響を及ぼす動物一覧表」を挙げることにする。

表一 中国の再生説話において人間の死生に影響を及ぼす動物一覧表（筆者作成）					
話名	出典	掲載箇所	動物の種類	目的	目的の根拠となる記述
盧瑛表姨	玄怪録	『太平廣記』卷三八六	洛州刺史盧瑛表姨常畜一獬豸、名花子。	報恩	某即花子也。…以報存育之恩。
裴齡	廣異記	『太平廣記』卷三八一	有驢羊鷄豕數十輩。	弁護	驢便前云、「…不關裴少府事。」
鄧成	廣異記	『太平廣記』卷三八一	唯一驢頻來踢成。一狗嚙其衣不肯去。	復讐	尋有畜生數十頭來噬成。
薛濤	廣異記	『太平廣記』卷三八一	見雉兔等遍滿數頃。	復讐	皆飛走逼濤。
李知禮	冥報記	『太平廣記』卷一三二	曾射殺一雌犬。	復讐	此犬直向前嚙其面。
方山開	法苑珠林	『太平廣記』卷一三二	忽有一大白鷹。…又有一黑鷹。	復讐	攫山開左頰而去。…攫其右肩而去。
屠人	廣古今五行記	『太平廣記』卷一三二	乃被衆羊懸之。	復讐	一羊持刀刺頸。
崔紹	玄怪録	『太平廣記』卷三八五	皆人身而猫首。	訴訟	三冤家號泣不已、稱崔紹非理相害。
六合縣丞	廣異記	『太平廣記』卷三八一	爲數羊相訟。	訴訟	汝自負刺史命、何得更訟縣丞。
趙文若	冥祥記	『太平廣記』卷三八一	乃有衆多猪羊鷄鴨之屬。	訴訟	競來從文若債命。
霍有鄰	廣異記	『太平廣記』卷三八一	謂羊曰。	訴訟	何得妄訴霍少府。
杜鵬舉	處士蕭時和作傳	『太平廣記』卷三〇〇	有一馬、半身兩足。	訴訟	往爲杜鵬舉殺、今請理冤。
劉知元	朝野僉載	『太平廣記』卷一三二	見一水犢白額。…又見猪羊驢等。	訴訟	皆領子來訴。
席豫	廣異記	『太平廣記』卷一一五	王謂羊曰。	訴訟	殺生有道、何故生取其肝。
王翰	西陽雜俎	『太平廣記』卷一〇八	有冤牛一頭。…狗亦訴爾。	訴訟	有冤牛一頭、訴爾燒畜。…狗亦訴爾。
姜略	冥報記	『太平廣記』卷一三二	見群鳥千數、皆無頭。	要求	急還我頭來。
李大安	冥報記	『太平廣記』卷九九	形似猪肉。	要求	急還我猪肉。

表二 日本の再生説話において人間の死生に影響を及ぼす動物一覧表（筆者作成）					
出典	動物の種類	目的	目的の根拠となる記述	注	
『日本霊異記』中巻第五縁	①七人の非人有り。牛頭人身なり。 ②我れ等はれ汝の買ひて放ちし生なり。	① a 復讐 ① b 訴訟 ② a 証人 ② b 報恩	① a 我が髪に縄を繋けて捉へて衛み往く。…問ひていはく「是れ何の宮ぞ」といへば、非人悪しき眼をもちて睚眦みて逼めて言はく「急に往け」といふ。 ① b 王問ひて言はく「斯れは是れ汝を殺せし讎か」とのたまふ。答へて曰さく「当に是れなり」とまうす。 ② a 此の人の答にあらず。 ② b 彼の恩を忘れず。故に今報ゆるくのみ。	『今昔物語集』卷二十第十五語	
『日本霊異記』中巻第十六縁	十人の法師優婆塞は、汝が贖ひ放てりし蝸十貝なり。	報恩	汝が贖ひ放てりし蝸十貝なり。…法師優婆塞吾れを將て還り、纔見ればすなはち蘇る。	『今昔物語集』卷二十第十七語	
『今昔物語集』卷十七第二十六語	大ナル亀ノ身トシテ有リシ。	報恩	亀ヲ買取テ命ヲ助ケテ、江ノ中ニ放テキ。		

二 日本の再生説話における動物及び中国との差異

1 『日本霊異記』中巻第五縁における動物の複数要素

中国の再生説話に見られる動物は、人間の死生に影響を及ぼすに際して、基本的には一つの目的のみを持って出現しており、「動物の種類」と「目的」とが一对一で対応していることは、既に表一にまとめた通りである。さらに、これらの動物は、中国の再生説話の場合、先に挙げた②「霍有鄰」のように、羊が一匹で出現することのある一方、④「裴齡」のように、驢の他に羊や豕など複数で出現することもあった。ただし、複数の動物が出現する話であっても、動物の出現目的は、「裴齡」の話においては「弁護」のみであったように、一つの目的に統一されていた。こうした観点から日本の再生説話を見ると、一種類の動物が複数の目的を果たそうとして出現していたり、或いは複数の動物が出現して、それぞれ別々の目的を果たそうとする話の存在することが分かった。『日本霊異記』中巻第五縁がそれであり、ここでは、金持ちの男に殺生された七頭の牛が「復讐」と「訴訟」という二種類の目的を持って出現する一方、同じ男から放生された生き物も、「弁護」と「報恩」という二種類の目的を持って現れている。まずは、七頭の牛が冥界の使者として出現する場面を確認する。

⑥「漢神の祟に依り牛を殺して祭りまた生を放つ善を修ひて現に善と悪との報を得る縁」(『日本霊異記』中巻第五縁)

ただ九日を歴て還蘇りて語りていはく「七人の非人有り。牛頭人身なり。我が髪に縄を繋けて捉へて衛み往く。前の路を見れば、樓閣の宮有り。問ひていはく「是れ何の宮ぞ」といへば、非人悪しき眼をもちて睚眦みて逼めて言はく「急に往け」といふ。…」

七人の牛頭人身の者が、死者の髪を縄でつないで冥界に連行する場面であり、死者が道中で見かけた宮殿について尋ねると、牛頭人身の者はにらみつけた上で、早く行くように促している。ここに見られる牛頭人身の者は、中国の再生説話においても、冥界の案内者や処刑の執行者としてしばしば描かれることがあるものの、人間の死生には直接関与することがない。しかし、⑥の話に見られる牛頭人身の者は、死者に対して強い憎しみを有していることが読み取れ、その理由については、本話の冒頭において、「七年を限りて年ごとに殺し祀るに一の牛を以ちてす。合せて七頭を殺し、七年に祭り畢る。」と、神を祭るために七頭の牛を殺したことが記されている。また、このことに関連して、新日本古典文学大系『日本霊異記』では、「牛頭人身」の脚注として、次のように記されている(8)。

地獄の獄卒。「牛頭人手、兩脚牛蹄」（五苦章句經）。殺生の罪とかかわって説話中に登場することが多い。たとえば、冥報記・下・周武帝。本説話では牛頭人身の非人は獄卒であるとともに、主人公に殺されて食われた牛でもである。牛を苦しめ牛を食ったがゆえに牛頭の獄卒に苛（さい）まれるのだ、とする論理は、日本で撰述された地藏菩薩発心因縁十王經にみえる。

このように、生前に牛に危害を加えた因果によって、死後に牛から復讐されるという発想は、日本である程度定着していたようである。

なお、神を祭る目的で牛を殺す、という風習は中国に始まり、やがて日本にも伝わったとされている⁽⁹⁾。そして、本話で祭られる対象の神は、表題にある通り「漢神」である。『日本靈異記』の再生説話には、仏教の他にも様々な信仰や風習が取り入れられているが⁽¹⁰⁾、漢神を祭るために牛を殺す行為については、当時から既に否定的な考えも存在したようであり、延暦十（七九一）年に、神を祭るために牛を殺すことが、伊勢など複数の国々で禁じられた事実とも符合する⁽¹¹⁾。

次に、牛頭人身の者が「訴訟」を行う場面について、具体的にみることにする。

王問ひて言はく「斯れは是れ汝を殺せし讎か」とのたまふ。

答へて曰さく「当に是れなり」とまうす。すなはち膾炙と少刀とを持ち出でて白さく「急に判許りて、我が賊に殺を加へよ。膾炙して噉はむ」とまうす。

冥界の主事者たる閻羅王が牛頭人身の者に対して、自分たちを殺害した相手の本人確認を行う場面である。動物が冥界で訴えを起す話は、中国の再生説話でも②「霍有鄰」に見られた通りである。ただし、「霍有鄰」の話には、原告に当たる羊が判決や刑の執行を急かす記述が見られなかった一方、右の引用部分では牛頭人身の者が速やかな判決と刑の執行を求めている点に違いが見られる。先に指摘した、牛頭人身の者による「復讐」の意識が、この部分からも間接的に窺えると言えよう。

そして、「霍有鄰」の話では、原告に当たる羊の訴えと、被告に当たる霍有鄰の答弁に基づいて判決が下されていたが、『日本靈異記』中巻第五縁では新たに別の動物が証人として現れることとなる。

時に千万余人勃然に出で来り、縛れる繩を解きて曰さく「此の人の咎にあらず。崇れる鬼神を祀らむが為に殺害すなり」とまうす。爰に余れを中に居きて、七の非人と千万余人と日ごとに訴へ争ふこと水と火との如し。閻羅王判断りて、是非を定めたまはず。∴閻羅王すなはち告之言はく「大分理判は多数くの證に由る。故に多数に就かむ」とのたまふ。

突然現れた千万余人とは、被告に当たる金持ちの男が生前、七

頭の牛を殺生した悔悟の念から取り組んできた放生により、救われた様々な生き物を指す。この千万余人は、被告を弁護する立場で発言をしており、中国の再生説話として④「裴齡」に見られた驢や羊豕に近い役割を担っていると言えよう。しかし「裴齡」の話では、驢が市場の役人という真犯人の存在を告げることによって成功している一方、『日本霊異記』では結局、原告の牛頭人身の者が七人であるのに対し、被告弁護団は千万余人であるという、人数の多寡によって判決が下されている。中国の再生説話では、動物の弁護内容にある種の合理性や客観性が認められる一方、日本の再生説話は数の論理という、いささか緻密さを欠く判断材料に基づいて結審に至っている。この点は、日中における冥界説話そのものが有する構造的差異の現れであるとも言えるであろう(12)。

2 「報恩」の理由

ここまで、『日本霊異記』中巻第五縁に見られる動物の目的として、「復讐」、「訴訟」、「弁護」の三種類を見てきたが、最後に「報恩」の要素について論ずることとする。

爰に吾れ問ひて曰はく「仁者は誰人ぞ」といふ。答へていは

く「我れ等是れ汝の買ひて放ちし生なり。彼の恩を忘れず。故に今報ゆらくのみ」といふ。

これは、被告が無罪を獲得して閻羅王の宮殿を出た後に、被告である金持ちの男に対して、千万余人が自らの身分を明かし、放生を受けた恩に報いるために現れた、と告げる場面である。放生された生き物は、ここで千万余人と記されていることから、元々動物であつたと目される生前の生き物が、冥界では人の姿となつて現れているものと考えられる。日本の再生説話において、「報恩」を目的に動物が出現する他の二例を確認すると、『日本霊異記』中巻第十六縁では、十匹の蝸が冥界で十人の優婆塞となつて現れており、また『今昔物語集』巻十七第二十六語では、大亀が冥界で地藏菩薩へと姿を変えている。中国の再生説話においても、「報恩」の目的で出現する動物が、冥界では人間に姿を変えている点、⑤「盧瑱表姨」によつて既に確認した通りである。ただし、「盧瑱表姨」の話では子犬が麗人に変化するのに対して、日本の再生説話では、動物が仏教的要素を備えた優婆塞や地藏菩薩となつて冥界に現れており、日本の再生説話の方が仏教的救済者としての性格を強調する傾向にあるものと言えそうである。

また、本稿で大きく取り上げている『日本霊異記』中巻第五縁、及び上記二例の日本の再生説話には、人間が生前に放生を行った因果から、冥界で動物に恩を返される、という共通の構造も見て取れた。中国においても、動物を放生した結果、不思議な出来事

が発生するという説話は多く見られるものの⁽¹³⁾、動物の放生が人間の再生に影響を及ぼす、という話は存在しない。日本の説話において、動物の放生が人間の再生と関わりを持つに至った理由を検討するにあたって、丸山顕徳氏の次の指摘を参照したい⁽¹⁴⁾。

いわゆる冥界遊行説話と呼ばれる話型である。…澤田瑞穂氏は、中国六朝時代にこれらの話型が広まる理由として、無鬼論、神滅論に対抗しての有鬼論、神不滅論を主張する論拠として用いられたことと、僧道、巫祝らが地獄の悲惨さを強調することによって、誦経・写経・造像などの功德を説き、勸善懲悪を勧めることにあつたことを述べている。日本靈異記の場合は、話の末尾に、写経、造寺、造仏、放生、講説、供養などの意義が説かれていることから、唱導としての目的意識が濃かったことは明白である。

引用文中の「冥界遊行説話」とは、人間が死や或いは夢など、何らかの原因で一度冥界を訪れ、その様子を現世に戻って人々に紹介する話型を指し、再生説話も広い意味で冥界遊行説話の一類型と見なし得るものである。ここで、丸山氏の説を受けて改めて「報恩」を目的に動物が出現する日中の再生説話を確認すると、中国の説話として取り上げた⑤「盧瑱表姨」では、子犬に愛情を注いで養育する描写が、勸善懲悪に関する要素であると考えられる。さらに、「盧瑱表姨」の話では、生前に子犬であった麗人が冥界で

「謂夫人曰、『請收餘骸、爲瘞埋之。骸在履信坊街之北牆、委糞中。』」（夫人に謂ひて曰く、「余骸を収め、為に之を瘞埋せんことを請ふ。骸は履信坊街の北牆に在り、糞の中に委てらる。」と。）と語る場面があり、その直後に、「夫人既蘇、驗而果在。」（夫人既に蘇り、驗して果たして在り。）と記されている。冥界で麗人の語った事柄が、現世で実際に証明される内容となっており、これらの記述からは、「盧瑱表姨」で記されている冥界遊行のくだりに真実味を与える効果が認められ、ひいては「有鬼論、神不滅論を主張する論拠」にもつながり得る要素と言えるのではないだろうか。

翻って、『日本靈異記』中巻第五縁をはじめとする三種の日本の再生説話を確認すると、いずれの話においても動物の出現目的として「報恩」の要素が見られ、さらにその理由が放生によるものであつたことは、これまで縷々述べてきた通りである。そして、放生の意義を説くこれらの説話はまさに、「唱導としての目的意識が濃かった」とする丸山氏の指摘に合致するものと言えるであろう。従って、再生説話に見られる動物の様相が、日本と中国のもので随所に違いを見せた理由としては、冥界遊行説話に求める意義が、日中間で異なつていたことと関係するのではないかと考えられる。

おわりに

以上、日中再生説話に見られる動物について、人間の死生に影響

響を及ぼす話を中心に考察してきた。その中で、動物の出現目的に関しては、中国の説話において「要求」、「訴訟」、「復讐」、「弁護」、「報恩」の五種類が見られ、日本の説話からは、「要求」を除く上記四種類が確認できた。また、日本の説話には、一種類の動物が複数の目的を果たすために出現したり、或いは一話の中で複数の動物が異なる目的を持って出現したり、さらには「報恩」を目的とする動物が、生前の放生を理由に出現し、かつ冥界での出現に際しては優婆塞や地藏菩薩といった仏教的性格の強い姿に転じているなど、中国の説話に存在しない特徴を幾つか見ることができた。そして、これらの相違が生じた過程には、冥界遊行説話に対する日中での認識の違いが関わっているものと指摘するに至った。このように、日中再生説話に見られる動物は、人間の死生に対して様々な形で関与している実体が明らかとなった。しかし、日中の再生説話全体に目をやると、動物以外にも人間の死生に影響を及ぼす要素は複数確認できるため、これらについては後日、稿を改めて論じることとしたい。

〔注〕

- (1) 李剑国『唐前志怪小说史』第二章「战国志怪小说和准志怪小说」
 二、『古今语怪之祖』《山海经》一〇一頁(南开大学出版社、一九八四年)に、「一是它记录了许多查无实据的动植、赋予它们招致吉凶祸福的神秘性能……」とある。

- (2) 前野直彬編『中国文学史』第三章 魏・晋・南北朝 八十二頁(東京大学出版会、一九七五年)に、「志怪書に伝えられる話は、一口にふしぎな話といっても、その内容はさまざまである。…動物のたたり・動物の報恩に関するもの、…等々、きわめて多彩である。」とある。

- (3) 瀧音能之「浦島子伝承の変容」『駒沢史学』56号、二〇〇〇年) 一〜三頁参照。

- (4) テキストは、『太平広記』(中華書局、一九六一年)を用い、卷三百七十五「再生」〜卷三百八十六「再生十二」を中心に、他の部からも適宜追補を行った。六朝・唐の古小説については、『拾遺記』(中華書局、一九八一年)、『博物志校証』(中華書局、一九八〇年)、『古小説鈎沈』(人民文学出版社、一九五一年)、『新輯搜神記 新輯搜神後記』(中華書局、二〇〇七年)、『冥報記 広異記』(中華書局、一九九二年)、『独異志 宣室志』(中華書局、一九八三年)、『玄怪録 続玄怪録』(中華書局、二〇〇六年)、『隋唐嘉話 朝野僉載』(中華書局、二〇〇五年)、『酉陽雜俎』(中華書局、一九八一年)、『裴鉞傳奇』(上海古籍出版社、一九八〇年)、『稽神録 括異志』(中華書局、一九九六年)、『纂異記 甘沢謠』(上海古籍出版社、一九九一年)、『博異志 集異記』(中華書局、一九八〇年)に基づいて調査を行った。また、『日本霊異記』、『今昔物語集』、『宇治拾遺物語』は、岩波書店の『新日本古典文学大系』を用いた。

- (5) 移動手段として動物が登場する話は、「孫迴璞」(『太平広記』卷三七、出『冥祥記』)に、「即取馬乘之、隨二人行。」とあり、また人間との関わりが見られない動物の話としては、「張瑤」(『太平広記』卷三八一、出『広異記』)に、「與之追福。其牛亦在中庭、角戴兩布。」があり、さらに再生した人間に対して自らの救助を求め

- る動物の話としては「崔紹」（『太平広記』卷三八五、出『玄怪録』に、「行至半路、見四人。皆人身而魚首、著慘綠衫。…泣拜諸紹曰、『性命危急、欲墮此坑。非公不能相活。』」とある。
- (6) 前野直彬『中国小説史考』Ⅱ「六朝・唐・宋の小説」第二章「冥界遊行」百三十頁（秋山書店、一九七五年）。
- (7) 『冥報記』にも同じ話が収録されている。
- (8) 出雲路修校注『日本霊異記』新日本古典文学大系 六十七頁脚注八（岩波書店、一九九六年）。
- (9) 注(8)前掲書六十六頁脚注二十八に、「伊勢、尾張、近江、美濃、若狭、越前、紀伊等の国の百姓が牛を殺して漢神を祭ることが、延暦十年（七九一）九月に禁じられている（統紀、類聚三代格・十九）。本説話にみえる「漢神」と同一の神であろう。下文には「鬼神」とみえる。」とあり、当時牛を殺して漢神を祭ることが民衆の間に広く行われていたことがうかがえる。また、中国では、『礼記』「王制」に「祭天地之牛、角觶栗。宗廟之牛、角握。賓客之牛、角尺。」とあり、その歴史は更に古い。
- (10) 小林真由美『日本霊異記の仏教思想』第一部 第六章「中有と冥界」百二十五頁（青簡舎、二〇一四年）に、『日本霊異記』蘇生説話には、仏教、道教、日本古来の冥界伝承などが何層にも習合している。それは、布教僧などの説話伝承者らの、仏教以外の従来の信仰や伝承を排除するのではなく、方便として吸収・融合しようとする意識が育てた冥界観であったであろう。」とある。
- (11) 牛を殺し漢神を祭る風習が禁止されたことについて、『福井県史』通史編1 原始・古代 第三章「コシ・ワカサと日本海文化」第三節「若越の神々とケヒ神」二一、渡来の神々（<https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/fuku/07/kenshi/1/2a3->
- (12) 井上光貞『日本古代の国家と仏教』中編第二章「説話集からみた平安朝の民間仏教」二〇一頁（岩波書店、一九七一年）に、「しかし進んで冥報記と霊異記とを比べると、閻魔王が宮殿に住み、役人を多く従え、鬼卒を現世に送って死者を連行して裁きにかけるなどの点は同じでも、冥報記の裁判は取調べが厳重で文書による手続も繁雑である。ところが、霊異記のはそこが簡単で、よい加減の裁きをうけて許されるものが多い。」とあり、また、この指摘を踏まえて、拙稿「日中再生説話比較研究―「死生簿」と再生との関連性を中心として―」（『現代社会文化研究』69号 二〇一九年）でも、「先⑥の話で冥界の主事者が裁きを下すのではなく、僧が「死生簿」を調べて再生を即断しているのは、ある種厳粛さを欠く手続きともいえよう。」と論じた。いずれも日本再生説話中の裁判が厳粛さを欠くことに言及している。『日本霊異記』中巻第五縁における動物との論争や、閻羅王による多数決の裁判もやはり、厳粛さや合理性の欠如を示すものといえよう。
- (13) 『太平広記』卷百十八「報応十七異類」において、動物を放生する

話は多数見られるものの、再生との関連性は一切見受けられない。

(14) 丸山顕徳「日本霊異記における冥界説話」(『日本霊異記の世界』

日本霊異記研究会編 三弥井書店、一九八二年) 百十一頁引用。

主指導教員(鈴木恵教授)、副指導教員(角谷聰准教授・磯貝淳一准教授)